

平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 廃棄物の適正処理の推進
-----	---------------

施策主管課	廃棄物施設課	総合計画記載頁	124ページ
-------	--------	---------	--------

1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民・事業者・行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	---

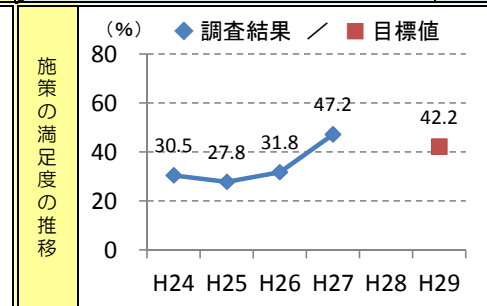
2 施策の取組状況

施策目標	市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理しています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果 指標2	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
	指標1	不法投棄発生件数	単年度 目標値	400	350	300	300	300			300	B	指標2	施策の満足度(%)	調査結果	30.5%	27.8%	31.8%		47.2%
		実績値	496	453	420	366														
		単年度の 達成度	80.6%	77.3%	71.4%	82.0%														
	現状値	507件									目標値 (H29)	42.2%	前年度からの 増減		-2.7%	4.0%	15.4%			
	目標値 (H29)	300件									③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)								B	
① 施策指標		単年度 目標値								【参考】 中核市等との水準比較	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29		
		実績値																		
		単年度の 達成度																		
		現状値																		
		目標値 (H29)																		
		単年度の 達成度																		
	現状値																			
	目標値 (H29)																			
	単年度の 達成度																			
	現状値																			
	目標値 (H29)																			
	単年度の 達成度																			

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等	・国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生社会」の形成に向けた統合的な取組を推進している。 ・市民の快適な生活環境を確保するためには、環境やコストに対する意識の高まりから、効果的・効率的なごみ処理体制の構築について十分な検討を求められている。	市民満足度	ごみの適正処理については、施設の安定稼働が確保されている状況や、不法投棄発生件数が減少傾向にあることなどから、市民満足度が向上しているものと考えられる。	総合評価	83点
施策指標	・不法投棄発生件数は平成27年度の目標値に達していないものの、ごみのないきれいなまちづくり事務事業や地域住民による不法投棄監視などの事業の実施による不法投棄の未然防止や早期対応・早期解決により前年度実績値より減少している。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H27 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	ふれあい収集事業		ごみの自力排出が困難な方の負担軽減	自力でのごみ排出が困難で、他の協力が得られない高齢者や障がい者	戸別訪問によるごみ収集	計画どおり		H24		高齢者や障がい者のうち、自らごみを排出することが困難であり、親族や地域コミュニティ等の継続的な協力を得ることができない方に、戸別訪問によるごみ収集を行う。 少子高齢化などの進行に伴い増加する利用者に対応するため、収集車両の2台体制での効率的な運用を行う。
2	ごみステーション適正管理		地域の良好な生活環境と公衆衛生の確保	市民が利用するごみステーション	ごみステーションの美化や環境衛生の保持	計画どおり	1,679	S44		市民と市と収集業者が協力して、ごみステーションの美化を図っていく。管理状態の悪いごみステーションの美化の推進に向け、適切かつ迅速な指導を行うため、市民等からの情報と収集業者からの情報を一括利用する仕組みづくりに取り組む。
3	仮設トイレ収集		地域の良好な生活環境と公衆衛生の確保	工事現場等に一時的に設置される仮設トイレ	仮設トイレのし尿の適正な収集運搬	計画どおり	30,861	H8		仮設トイレのし尿の処理については、清潔で快適な生活環境を保全するため、適正な収集運搬に取り組む。
4	放置自動車処理業務		生活環境の保全	宇都宮市の管理地内に不法投棄された自動車	市の管理地内に不法投棄された自動車の適正な処理	計画どおり		H5		市の管理地内に放置され、所有者が特定できない自動車について、適正に処理する。
5	ごみ処理施設整備(南清掃センター)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり	44,496	S62		供用開始から28年が経過し、設備機器が老朽化していることから、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。
6	ごみ処理施設整備(クリーンパーク茂原)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり	993,417	H13		供用開始から14年が経過し、設備機器の更新時期を迎えていることなどから、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。
7	ごみ処理施設整備(エコパーク板戸)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり	32,217	H16		放流管布設替整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。 また、埋立完了に向けて、土堰堤整備工事を適切に実施していく。
8	ごみ処理施設整備(長岡最終処分場)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり		H24		浸出水を適正に処理し、公共下水道へ放流する基準に適合した水質を確保していく。
9	ごみ処理施設整備(エコプラセンター下荒針)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理	計画どおり		H22		供用開始から5年が経過し、適正な維持管理を継続しており、今後も施設の安定稼働を確保し、資源物の有効利用を推進していく。
10	ごみ処理施設周辺整備事業		施設の周辺環境の向上	市民	施設周辺整備事業の計画的な実施	計画どおり	51,110	H16		施設周辺の生活環境の向上及び地域振興に寄与するため、事業計画に基づき、計画的に実施してきた。 平成27年度事業の完了をもって終了した。
11	し尿処理施設整備	★	施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等による施設の適正な維持管理 施設整備事業の計画的な実施	計画どおり	91,314	S57		供用開始から34年経過し、設備機器が老朽化していることから、下水道施設における一体処理に向けて平成31年度からの供用開始を目指すため、設計や管理運営体制等について、関係課と協議を進めていく。
12	熔融スラグ有効利用推進事業		資源の循環利用及び最終処分量の削減	事業者	エコスラグの有効利用の促進	計画どおり		H21		「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」に基づき本市発注の公共事業での積極利用を促進しており、平成25年度からアスファルト合材を使用する全ての公共事業でエコスラグの使用が原則化され利用が拡大したことから、今後は、アスファルト合材協会等と利用量の見込みについて十分な連絡を取り、安定供給を継続していく。
13	中間処理施設整備推進事業	○★	中間処理施設の整備	市民, 事業者	中間処理施設の計画的な整備	計画どおり	47,937	H25		旧施設の解体工事を完了させるとともに、「ごみ焼却施設整備基本設計」に基づき、新中間処理施設(仮称)新北清掃センターの建設に向けて事業者を適正に選定し、実施設計に着手する。引き続き、地域住民との良好な信頼関係の構築を図りながら新施設の整備を推進していく。
14	最終処分場整備推進事業	○★	最終処分場の整備	市民, 事業者	最終処分場の計画的な整備	計画どおり	170,754	H24		「(仮称)第2エコパーク施設整備基本設計」に基づき、用地取得を進め、取付道路の建設工事に着手するとともに、新最終処分場(仮称)第2エコパークの建設に向けて事業者を適正に選定する。引き続き、地域住民との良好な信頼関係の構築を図りながら新施設の整備を推進していく。
15	ごみのないきれいなまちづくり事務事業	★	市民等と協働したきれいなまちの実現	市民及び来訪者	・きれいなまち条例に基づく指導・警告 ・イベント時の周知・啓発	計画どおり	434	H20		ごみのないきれいなまち宇都宮を実現するために、「きれいなまち条例」に基づき、継続的に様々な周知啓発を実施するとともに、「美化推進重点地区」における定期的な夜間巡回指導やより効果的・効率的な路面標示修繕を行う。また、引き続き、情報技術(Ar・Beacon)等を活用した新たな手法を検討していく。

16	地域住民による不法投棄監視		住民意識の向上及び地域の良好な環境の確保	各地区のまちづくり組織部会	・不法投棄監視活動 ・不法投棄監視パトロール	計画どおり	313	H15		周辺13地区及び中心9地区においては、地域住民主体の不法投棄監視体制が整備されたことから、今後とも22地区に対し、監視活動の支援を行うとともに、新たに不法投棄対策用資材の支給を行うなど、地域による不法投棄対策を促進し、市民協働による不法投棄の未然防止を進めていく。その他の地区については、地域からの要望に応じて、適切に対応していく。
17	不法投棄監視パトロール		不法投棄の未然防止及び早期発見	不法投棄多発地点を中心とした市内全域	不法投棄監視パトロール	計画どおり	2,495	H11		不法投棄の現状や地域の要望を踏まえながら、民間警備会社による夜間休日監視パトロールを年末年始の不法投棄が増える時期に重点的に実施するなど、効果的・効率的な不法投棄の未然防止及び早期発見を図っていく。
18	不法投棄用監視カメラシステム		不法投棄の未然防止	不法投棄多発地点	不法投棄監視カメラ設置	計画どおり	2,605	H14		不法投棄の現状や地域の要望を踏まえながら、不法投棄多発地点に監視カメラを効果的に配置し、不法投棄の未然防止を図っていく。
19	最終処分場跡地の安全対策		地元住民の安全安心の確保	最終処分場跡地	地下水の水質調査	計画どおり	1,059	H22		最終処分場跡地の周辺地下水の定期的な水質調査を継続し、その結果を周知することにより、地元住民の安全安心の確保に努める。
20	土砂等適正処理推進事業		土壌の汚染及び災害の発生防止	500㎡以上の土地に土砂を搬入する事業者	土砂条例許可	計画どおり	134	H12		有害物質を含んだ土砂等の埋立て等による土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を未然に防止し、市民の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図るため、許可に際しては条例に基づき厳正な審査を行うとともに、不適正な土砂の搬入を防止し、安全で適切な埋立の実施を確保するため、立入調査を実施する。
21	廃棄物対策関係機関との連携		課題解決に向けたノウハウの習得	全国都市清掃会議等の関係機関	総会・研修会等参加	計画どおり	1,024	H8		廃棄物関連の会議等に積極的に参加することで、近隣自治体や警察等の関係機関との連携強化を図っていく。また、懸案事項については、問題や課題等の早期解決のため、国や他自治体の意見や事例等の情報を収集していく。
22	中間処理施設・最終処分場・事業所への立入検査	★	廃棄物の適正処理確保	中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所を有する事業者	中間処理施設・最終処分場・収集運搬事業所の立入検査	計画どおり	114	H8		中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所へ定期的に立入検査を実施することで、不適正処理の未然防止を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

今後の方向性	
課題	<p>◆ごみの収集・運搬については、超高齢化や人口減少など、今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的な収集運搬体制について検討する必要がある。</p> <p>◆ごみ処理は、市民生活にとって欠かすことのできない基本的で重要なサービスである。施設の安定稼働を確保するため、長期的展望のもと、計画的かつ効果的・効率的に施設の整備修繕を行い、適切に施設の維持管理を行っていく必要がある。</p> <p>◆し尿処理については、効果的・効率的な処理を継続して行うため、下水と一体的に処理する施設の整備を計画的に推進していくとともに、一体処理を開始するまでの間、老朽化した現在のし尿処理施設を適正に維持管理する必要がある。</p> <p>◆新中間処理施設(仮称)新北清掃センターと新最終処分場(仮称)第2エコパークの整備推進事業においては、地域住民との良好な信頼関係の構築を図りながら、事業の全体スケジュールを踏まえた計画的かつ円滑な施設整備に取り組む必要がある。</p> <p>◆不法投棄未然防止への各種事業の取組については、不法投棄が依然として発生していることから、さらなる適正処理意識の醸成を図るとともに、地域住民主体の不法投棄監視体制への活動支援強化や不法投棄監視パトロール等をより効果的・効率的に実施する必要がある。</p>
方向性	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆市民サービスの低下を招かないよう作業効率や安全性、衛生面等を考慮しながら、円滑な収集体制を維持していくとともに、市民・事業者に対する適正処理の指導を強化していく。また、長期的なごみ処理体制や施設更新等についての方向性を定めるため、一般廃棄物処理施設等の施設整備方針を作成する。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆中間処理施設整備推進事業 「ごみ焼却施設整備基本設計」に基づき、新中間処理施設(仮称)新北清掃センターの計画的かつ円滑な整備を推進していく。</p> <p>◆最終処分場整備推進事業 「(仮称)第2エコパーク整備基本設計」に基づき、新最終処分場(仮称)第2エコパークの計画的かつ円滑な整備を推進していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆し尿処理施設整備 事業の推進に当たっては、関係法令に基づく手続きを進めるとともに、施設の基本設計等を行う。</p> <p>◆不法投棄未然防止の取組 新たに環境学習センターにおける適正処理意識の醸成や地域住民の活動支援強化としての資材支給を行うとともに、不法投棄が増える時期に重点的なパトロールを行うなど、効果的・効率的な不法投棄の未然防止を図っていく。</p>